

西郷村イメージキャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この規程は、西郷村の地域振興やイメージアップを図ることを目的に作成した西郷村イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 この規程においてキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ「西郷村イメージキャラクター使用承認申請書」（様式第1号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を省略し「西郷村イメージキャラクター使用届出書」（様式第4号）を提出するものとする。

- (1) 西郷村およびその関係者が業務遂行のために使用する場合
- (2) 国または地方公共団体及びこれに準ずる団体が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的で使用する場合
- (4) 報道関係機関以外（機関誌や地方広報紙等）で、村長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (5) 西郷村、西郷村教育委員会の後援又は共済の承諾を受けた事業において使用する場合
- (6) 前項に従い、村長より承認を受けた物品について、当該物品に関連した広告・宣伝に使用する場合
- (7) その他、村長が適当と認めたとき。

2 申請を省略する場合においても次条各号に該当する場合は、キャラクターを使用することは認めない。

(承認の範囲)

第3条 村長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。

- (1) 西郷村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 西郷村の正しい理解の妨げになる、又は妨げのおそれのあるとき。
- (3) キャラクターを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、村長が不適切と認めたとき。

(承認)

第4条 村長は、前条の承認をするときは、「西郷村イメージキャラクター使用（変更）承認通知書」（様式第2号）をもって通知する。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)承認された用途のみに使用し、村長の指示する使用条件に従うこと。
 - (2)定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
 - (3)イメージを損なう展開、又は応用使用はしないこと。
- (3)当該使用に係る物件の完成見本は、速やかに村長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもってかえることができるものとする。
- 2 キャラクターが掲載された商品（パッケージを含む。）又は印刷物を発行した者は、村の推奨を表すものでない旨をホームページ等に記載するものとする。
 - 3 キャラクターを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認の内容の変更)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「西郷村イメージキャラクター使用変更承認申請書」（様式第5号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「西郷村イメージキャラクター使用（変更）承認通知書」（様式第2号）をもって通知する。
- 3 変更申請の承認についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 村長は、キャラクターの使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、該当承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しがあった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。
- 3 前2項の規定は、第2条により申請を省略した場合も同様とする。

(責任の制限)

第9条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても西郷村はその責めを負わないものとする。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、西郷村は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を負わないものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は平成27年3月1日から施行する。